

## 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年4月21日
【発行者の名称】	株式会社一寸房 (Issunbou Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上山 哲正
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区北二条西二丁目41番地
【電話番号】	011-215-0061
【事務連絡者氏名】	専務取締役 古田 章久
【担当 J - A d v i s e r の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の住所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社一寸房 <a href="https://issun.jp/">https://issun.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下、「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 中間会計期間	第21期 中間会計期間	第20期
会計期間	自 2024年8月1日 至 2025年1月31日	自 2025年8月1日 至 2026年1月31日	自 2024年8月1日 至 2025年7月31日
売上高 (千円)	548,031	551,042	1,182,318
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△37,622	△30,996	30,240
中間純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△50,906	△21,103	20,468
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	94,031	94,031	94,031
発行済株式総数 (株)	570,275	570,275	570,275
純資産額 (千円)	47,976	98,246	119,350
総資産額 (千円)	596,026	613,459	638,385
1株当たり純資産額 (円)	84.13	172.28	208.51
1株当たり中間純損失 (△) 又は1株当たり当期利益 (円)	△89.26	△37.01	35.89
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	33.54
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.0	15.9	18.6
株価収益率 (倍)	—	—	34.66
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△36,302	△89,437	75,789
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,631	△9,561	△3,482
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△14,798	△10,403	△31,195
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	118,004	106,047	215,848

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第21期中間会計期間及び第20期中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第21期中間会計期間及び第20期中間会計期間における株価収益率は、中間純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2026年 1月 31日現在

従業員数(名)
161[2.5]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー他)は当中間会計期間の平均人員を [ ] 内に外数で記載しております。

### (2) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間期におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや企業収益の改善を背景に、引き続き緩やかな回復がみられました。一方で、海外経済の先行きに不透明感が残るほか、各地域における地政学的リスクの長期化や国際的な資源供給の不安定化により、原材料・エネルギー価格は高水準で推移しました。また、主要国の金融政策動向や為替相場の変動など、外部環境には依然として不確実性が続いております。

当社の主要取引先である建設業界においては、慢性的な技術労働者不足が続くとともに、建設資材価格の高止まりによる建設コスト上昇の影響から、受注競争は引き続き厳しい状況にあります。こうした厳しい経済環境の中、政府主導による建設DX推進に向けた施策が継続的に展開されており、建設現場の生産性向上・省力化に資する技術への需要が高まっています。

このような経済環境のもと、当社は前期に引き続き、建設設計に関わるワンストップサービスの高度化を推進してまいりました。意匠設計・設備設計・構造設計・生産設計・測量設計の各設計機能を統合的に連携させ、BIM/CIMを活用した3次元設計体制の強化を図るとともに、XR技術（VR/AR/MR）を活用したデジタルコンテンツ制作についても、提供範囲の拡充を進めました。さらに、設計図面データとデジタルコンテンツ技術を融合した統合的なソリューションモデルの確立と標準化を進め、建設プロセス全体の可視化・効率化を支援する新たな価値提案を展開しております。これらの取り組みにより、建設DX領域における当社の競争力向上と企業価値の一層の向上を図ってまいりました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高は551,042千円（前年同期比0.5%増）、営業損失は30,106千円（前年同期は営業損失38,738千円）、経常損失は30,996千円（前年同期は経常損失37,622千円）、中間純損失は21,103千円（前年同期は中間純損失50,906千円）となりました。

当中間会計期間におけるセグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、前事業年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較につきましては、前中間会計期間の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

##### ①設計ソリューション事業

設計ソリューション事業の売上高は514,729千円（前年同期比1.9%増）、セグメント利益は80,102千円（同3.1%増）となりました。

##### ②派遣事業

派遣事業の売上高は36,313千円（前年同期比15.0%減）、セグメント利益は10,616千円（同15.8%減）となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、106,047千円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、89,437千円の支出となりました。これは主に、減価償却費が15,876千円があった一方、税引前中間純損失31,130千円、売上債権の増加額78,886千円、棚卸資産の増加額3,922千円があったことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,561千円の支出となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出5,000千円、貸付けによる支出1,500千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、10,403千円の支出となりました。これは、短期借入金の純増減額46,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出45,778千円、リース債務の返済による支出10,625千円があったことによるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
設計ソリューション事業	564,701	102.6	339,772	150.5
派遣事業	—	—	—	—
合計	564,701	102.6	339,772	150.5

(注) 金額は販売価格によっております。

### (3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
設計ソリューション事業	514,729	101.9
派遣事業	36,313	85.0
合計	551,042	100.5

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大和ハウス工業(株)	190,649	34.8	137,783	25.0

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場において、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また、「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハマまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
    - 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
    - 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
  - 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
    - 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
  - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合
    - 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると当社が認めた日)
  - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
    - 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次のイ又はロに定める場合に従い、当該イ又はロに定める事項に該当すること。
    - イ 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
      - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
    - ロ 当社が前号cに規定する合意を行った場合
      - 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
  - b 当該再建計画に次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。
    - イ TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
    - ロ 前aのイに規定する見込みがある旨及びその理由又は同ロに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のイ又はロに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
    - イ TOKYO PRO Marketの上場株券等
    - ロ 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
  - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
  - c 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めた場合
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次のa又はbに該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
  - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
- 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなること  
が確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
- 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
- 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
- 当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下、「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めた場合

⑱ その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

この他、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本書公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

**5 【重要な契約等】**

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の当中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当中間会計期間末における流動資産は489,962千円となり、前事業年度末と比べ30,068千円減少（前事業年度末比5.8%減）いたしました。これは主に、現金及び預金が109,800千円、前払費用が7,641千円減少した一方で、棚卸資産3,922千円、売掛金及び契約資産が78,886千円増加したことによるものであります。

固定資産は123,497千円となり、前事業年度末と比べ5,143千円増加（前事業年度末比4.3%増）いたしました。これは主に、無形固定資産が7,286千円減少した一方で、投資その他の資産が12,478千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は613,459千円となり、前事業年度末と比べ24,925千円減少（前事業年度末比3.9%減）いたしました。

#### (負債)

当中間会計期間末における流動負債は443,004千円となり、前事業年度末と比べ39,400千円増加（前事業年度末比9.8%増）いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が13,458千円減少した一方で、短期借入金46,000千円、賞与引当金8,715千円が増加したことによるものであります。

固定負債は72,208千円となり、前事業年度末と比べ43,222千円減少（前事業年度末比37.4%減）いたしました。これは主に、長期借入金32,320千円、リース債務10,912千円が減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は515,213千円となり、前事業年度末と比べ3,821千円減少（前事業年度末比0.7%減）いたしました。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は98,246千円となり、前事業年度末と比べ21,103千円減少（前事業年度末比17.7%減）いたしました。これは、中間純損失が21,103千円になったことにより利益剰余金が減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は15.9%（前事業年度末は18.6%）となりました。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2026年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年4月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,200,000	1,629,725	570,275	570,275	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,200,000	1,629,725	570,275	570,275	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式40,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(2019年7月19日 臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	110,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,144(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年7月22日 ～2029年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,164 資本組入額 582	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.25株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)
  - (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
  - ②新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項  
組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併(当社が消滅する場合に限る。)  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - ②吸収分割  
吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
  - ③新設分割  
新設分割により設立する株式会社
  - ④株式交換  
株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤株式移転  
株式移転により設立する株式会社

第2回新株予約権(2019年7月19日 臨時株主総会決議)

区分	当中間会計期間末現在 (2026年1月31日)	公表日の前月末現在 (2026年3月31日)
新株予約権の数(個)	50,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,144(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2021年7月20日 ～2029年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,144 資本組入額 572	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、0.25株であります。

なお、割当日後に当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた価額とする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

③当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 組織再編成に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する

ものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月1日～ 2026年1月31日	—	570,275	—	94,031	—	38,457

(6) 【大株主の状況】

2026年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
(株)カミヤマ	札幌市手稲区新発寒5条5丁目10番24	350,825	61.51
上山 哲正	札幌市手稲区	141,725	24.85
北洋SDGs推進投資事業有限責任組合	札幌市中央区大通西三丁目11番地	25,000	4.38
サントー(株)	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	17,250	3.02
瀬尾 昌資	札幌市中央区	4,375	0.76
(株)中央地建	札幌市中央区南二条西十丁目1番4	4,125	0.72
河原 美香	札幌市白石区	4,025	0.70
大沼 敏文	横浜市戸塚区	2,500	0.43
辻野建設工業(株)	石狩郡当別町末広380番地	2,425	0.42
後藤 制一	札幌市中央区	2,300	0.40
計	—	554,550	97.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 569,500	5,695	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 775	—	—
発行済株式総数	570,275	—	—
総株主の議決権	—	5,695	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

(2) 中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年7月31日)	当中間会計期間 (2026年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	215,848	106,047
売掛金及び契約資産	250,942	329,829
棚卸資産	※1 11,864	※1 15,787
その他	42,730	40,216
貸倒引当金	△1,356	△1,920
流動資産合計	520,030	489,962
固定資産		
有形固定資産	20,987	20,938
無形固定資産	43,482	36,196
投資その他の資産	53,883	66,362
固定資産合計	118,354	123,497
資産合計	638,385	613,459

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年7月31日)	当中間会計期間 (2026年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,733	1,840
短期借入金	※2 164,000	※2 210,000
1年内返済予定の長期借入金	79,598	66,140
未払費用	70,340	76,417
未払法人税等	—	620
賞与引当金	7,105	15,821
受注損失引当金	833	829
製品保証引当金	11,127	10,973
その他	67,865	60,363
流動負債合計	403,603	443,004
固定負債		
長期借入金	87,476	55,156
資産除去債務	8,255	8,265
その他	19,699	8,786
固定負債合計	115,430	72,208
負債合計	519,034	515,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,031	94,031
資本剰余金	38,457	38,457
利益剰余金	△13,578	△34,682
株主資本合計	118,910	97,806
新株予約権	440	440
純資産合計	119,350	98,246
負債純資産合計	638,385	613,459

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
売上高	548,031	551,042
売上原価	423,312	441,422
売上総利益	124,718	109,620
販売費及び一般管理費	※ 163,456	※ 139,727
営業損失(△)	△38,738	△30,106
営業外収益		
受取利息	8	180
補助金収入	3,845	1,132
為替差益	—	1,229
その他	1,298	476
営業外収益合計	5,152	3,018
営業外費用		
支払利息	3,417	3,586
為替差損	267	—
その他	351	321
営業外費用合計	4,036	3,908
経常損失(△)	△37,622	△30,996
特別利益		
固定資産売却益	482	—
特別利益合計	482	—
特別損失		
固定資産除却損	—	134
抱合せ株式消滅差損	13,146	—
特別損失合計	13,146	134
税引前中間純損失(△)	△50,286	△31,130
法人税等	620	△10,027
中間純損失(△)	△50,906	△21,103

## (3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△50,286	△31,130
減価償却費	17,892	15,876
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,192	564
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,050	8,715
受注損失引当金の増減額(△は減少)	1,565	△3
製品保証引当金の増減額(△は減少)	5,952	△154
受取利息	△8	△180
支払利息	3,417	3,586
補助金収入	△3,845	△1,132
為替差損益(△は益)	267	△1,229
固定資産売却益	△482	-
固定資産除却損	-	134
抱合せ株式消滅差損	13,146	-
売上債権の増減額(△は増加)	△17,056	△78,886
棚卸資産の増減額(△は増加)	△1,366	△3,922
仕入債務の増減(△は減少)	△4,867	△893
未払費用の増減額(△は減少)	2,383	6,076
その他	9,636	△6,793
小計	△29,894	△89,374
利息及び配当金の受取額	8	180
利息の支払額	△2,970	△3,757
補助金の受取額	3,845	1,132
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△7,290	2,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	△36,302	△89,437
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,815	△456
有形固定資産の売却による収入	808	-
無形固定資産の取得による支出	△1,250	△5,000
敷金の回収による収入	229	-
貸付けによる支出	-	△1,500
保険積立金の積立による支出	△2,604	△2,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,631	△9,561
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	44,000	46,000
長期借入金の返済による支出	△47,989	△45,778
リース債務の返済による支出	△10,809	△10,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,798	△10,403
現金及び現金同等物に係る換算差額	△176	△398
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△56,908	△109,800
現金及び現金同等物の期首残高	122,682	215,848
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	52,230	-
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 118,004	※ 106,047

**【注記事項】**

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間貸借対照表関係)

**※1 棚卸資産の内訳**

	前事業年度 (2025年7月31日)	当中間会計期間 (2026年1月31日)
仕掛品	10,969千円	15,279千円
貯蔵品	895 "	508 "
計	11,864千円	15,787千円

**※2 当座貸越**

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年7月31日)	当中間会計期間 (2026年1月31日)
当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	100,000千円	200,000千円
借入実行残高	84,000 "	130,000 "
差引額	16,000千円	70,000千円

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
役員報酬	21,920千円	19,240千円
給与手当	45,623 "	31,243 "
貸倒引当金繰入額	△3,192 "	1,920 "
賞与引当金繰入額	4,765 "	1,140 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
現金及び預金	118,004千円	106,047千円
現金及び現金同等物	118,004千円	106,047千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント (注1)			調整額 (注2)	中間損益計算書 計上額 (注3)
	設計ソリューション事業	派遣事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	505,325	42,705	548,031	—	548,031
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	505,325	42,705	548,031	—	548,031
セグメント利益又は 損失 (△)	77,712	12,606	90,318	△129,056	△38,738

- (注) 1. 前事業年度より、報告セグメントの区分を変更しており、本情報につきましては、前中間会計期間の数値を変更後のセグメント区分に組み替えております。
2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△129,056千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用129,056千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間損益計算書 計上額 (注2)
	設計ソリューション事業	派遣事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	514,729	36,313	551,042	—	551,042
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	514,729	36,313	551,042	—	551,042
セグメント利益又は 損失 (△)	80,102	10,616	90,719	△120,825	△30,106

- (注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△120,825千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用120,825千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント利益は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

当社の主たる事業は設計ソリューション事業であり、その他の事業等も含め、収益及びキャッシュ・フローの性質・計上時期などに関する重要な相違はありません。よって開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	当中間会計期間 (自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)
(1) 1株当たり中間純損失(△)	△89.26円	△37.01円
(算定上の基礎)		
中間純損失(△)(千円)	△50,906	△21,103
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株主に係る中間純損失(△)(千円)	△50,906	△21,103
普通株式の期中平均株式数(株)	570,275	570,275
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末からの重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【企業情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月21日

株式会社一寸房

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 堀 俊介

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 田中 祥孝

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3第の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社一寸房の2025年8月1日から2026年7月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2025年8月1日から2026年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一寸房の2026年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。